

輸出申告に関するお知らせ

輸出許可後の価格変更の取扱いを変更しました

価格未決定貨物の輸出申告価格について、価格の計算に誤りがある場合等を除き、許可後の価格変更を不要としました。

- 輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定である場合に、輸出申告書に記載すべき価格については、関税法基本通達67-1-4の(1)のニに従って算出することとされていますが、当該規定に基づき算出された価格が、決済額と異なることとなった場合であっても、その差額の多寡にかかわらず、輸出許可後の変更は不要とすることとしました。
- ただし、関税法基本通達67-1-4の(1)のニに従って算出した申告価格に記載、計算又は算出の誤りがあった場合には、関税法基本通達67-1-14の(1)から(3)までの規定に従って訂正を行う必要があります。
- 税關への申告価格について変更を要しない場合であっても、他法令の規制については所管省庁に確認していただくようお願いします。

<輸出許可内容の変更に係る基本的な考え方>

関税法における輸出申告及び許可については、輸出申告の時点における貨物の現況により、輸出申告が行われ許可の判断がなされていることから、輸出申告内容そのものに誤りがあった場合、又は、関税法基本通達67-1-11から67-1-14まで（船名・積込港・数量・価格の変更の取扱い）の規定により変更を要する場合を除き、輸出許可後において、事情の変更があったとしても輸出許可内容の変更は要しない。



引き続き適正な価格による
輸出申告をお願いします！

本件に係るご質問は、下記までお問い合わせ下さい。

門司税關業務部 通關總括第1部門 電話： 050-3530-8367